

## 別図面一式

### 竹田駅及びくいな橋駅・駅植栽剪定業務について

竹田駅及びくいな橋駅・駅植栽剪定業務の業務範囲及び内容に定めるそれぞれの作業場所及び注意事項は以下のとおり。

#### 1 植栽管理業務

##### ■竹田駅

- (1)作業場所(網掛け部分)の植栽の剪定を行うこと。
- (2)剪定した枝葉を線路内に絶対に落下させないこと。

##### ■くいな橋駅

- (1)網掛け部分の植栽の剪定を行うこと。

##### ■共通

- (1)駅の利用者や通行者等の妨げにならないよう注意して作業すること。
- (2)作業車の違法駐車は行わないこと。
- (3)発注者の指示に従い作業を行うこと。
- (4)作業終了後は作業場所及びその付近を清掃すること。また、剪定した枝葉及び作業道具類はその日の作業終了時には持ち帰り、放置しないこと。また、作業場所に投棄されたゴミもあわせて持ち帰ること。

#### 2 清掃及び除草業務

##### ■竹田駅

作業場所(網掛け部分)及びそのフェンス内外の清掃及び雑草を除草すること。

##### ■くいな橋駅

作業場所(網掛け部分)及びそのフェンス内外の清掃及び雑草を除草すること。



